

岐阜県いじめ防止等対策審議会条例

平成二十六年二月二十五日
岐阜県条例第三十六号

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）
第二十八条第一項の規定に基づき、岐阜県いじめ防止等対策審議会（以下「審議会」
という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 岐阜県立学校における重大事態（法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。）に関する事。
- 二 岐阜県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項に関する事。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験その他前
条各号に掲げる事項を調査審議するために必要な知識及び経験を有する者のうちか
ら、教育委員会が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 審議会に委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長は委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき
は、その職務を代理する。

(臨時委員)

第六条 審議会は、第二条第一号に掲げるもののうち特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項の特別の事項に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第四条第三項の規定は、臨時委員について準用する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。